

平成 26 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

岡山大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	10
基準4 学生の受入	14
基準5 教育内容及び方法	18
基準6 学習成果	32
基準7 施設・設備及び学生支援	34
基準8 教育の内部質保証システム	39
基準9 財務基盤及び管理運営	42
基準10 教育情報等の公表	47
<参 考>	49
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣 卓	福山市立大学長
尾池 和 夫	京都造形芸術大学長
荻上 紘 一	大妻女子大学長
児玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎ 鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○ 土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島 恭 一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

伊藤 邦 武	龍谷大学教授
◎ 尾池 和 夫	京都造形芸術大学長
大島 一 芳	茨城大学名誉教授
○ 小松 正 幸	前 愛媛大学長
○ 齋藤 康	千葉大学名誉教授
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
高田 隆	広島大学教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
野村 眞 理	金沢大学教授
前田 早 苗	千葉大学教授
前田 健 康	新潟大学大学院医歯学総合研究科長・歯学部長
○ 柳澤 康 信	愛媛大学長
山本 泰	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 泉澤 俊 一	公認会計士、税理士
○ 梶谷 誠	電気通信大学学長顧問
竹内 啓 博	公認会計士、税理士
山本 進 一	岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

岡山大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 20 年度から「教員活動評価」として教員の教育及び研究活動等を毎年度評価して、評価結果を処遇に反映している。
- 平成 26 年度に文部科学省の「大学教育再生加速プログラム」に採択されており、平成 27 年度入試から、全学部全学科で国際バカロレア入試を導入している。
- 平成 24 年度から「生殖補助医療技術キャリア養成特別コース」を開講し、全学組織の生殖補助医療技術教育研究（ART）センターへ整備・発展させ、体系的に胚培養士を養成する課程を構築している。
- グローバル人材として活躍したい学生を対象に、自分自身の学部にも所属したまま、語学教育や教養教育、専門教育において特別に学習サポートを受けられるグローバル人材育成特別コースを設定している。
- 語学能力を伸ばす工夫として、平成 25 年度から、教養教育科目において英語の必修時間数を倍増させたほか、インターネットを活用した英語学習用オンライン教材を英語授業に取り入れるなどして、TOEIC のスコアが向上するなどの成果を得ている。
- 中国の 6 大学との間で、博士前期（修士）課程の双方向学位制度と授業の単位修得を目的とする短期留学制度からなる岡山大学・中国東北部大学院留学交流 ONECUS プログラムが構築されている。
- 文部科学省からの各種競争的プログラム等へ採択された「脱ガラパゴス！—医学教育リノベーション—」「先取りプロジェクト研究を中心にするフロンティアサイエンティスト育成プログラム」「PRIME プログラム：世界で活躍できる『実践人』を育成する！」「ASEAN 諸国におけるグリーンイノベーション推進人材養成プログラム」「岡山大学キャンパス・アジア」「学校、教育委員会及び教職大学院の三者の協働による学校のリーダー養成のための実習カリキュラム開発の研究」「地域を支え地域を科学する総合診療医の育成」において、先進的な教育プログラムを展開している。また、支援期間が終了した特色 GP（2 件）、現代 GP、大学院 GP、「大学院教育改革支援プログラム」（2 件）、「大学教育・学生支援推進事業」「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」「産学連携による実践型人材育成事業」等については、それぞれ支援期間終了後においても取組が継続されている。
- 平成 25 年度に開設されたソーシャルラーニングスペース「L-café（エル・カフェ）」は、授業時間外の外国語自主学习を促進させ、英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語及び日本語によるコミュニケーション力育成のための場、留学生と日本人学生の交流を深める場としての機能を果たしている。
- 在学生が主導して毎年度実施している新入生履修相談会は、各年度とも、新入生の大半が出席しており、新入生から高く評価されている。
- 学内の正式な委員会として組織された学生・教職員教育改善専門委員会により、学生が継続的に FD 活動に参画する体制を構築している。
- 「事務職員のミッション」を掲げ、人材育成として職階別にキャリアアップと求められる能力を整理し、職階別研修を実施するとともに、分野別研修を計画的に実施している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、管理学則第10条にて、「本学は、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、その成果を広く社会に提供することにより、世界文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。また、教育研究活動の基本指針として、「高度な知の創成と的確な知の継承」という理念、「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」という目的、そして教育研究等における基本的な目標を定めている。

また、各学部は、学部規程で目的を定めている。例えば、文学部では「人文科学諸領域の文化を総合し、新たな価値を創造するため、専門の学術を教育研究し、知的、感性的能力を涵養して社会的要請に応ずる人材を育成し、世界文化の進展に寄与すること」を目的としている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、管理学則第53条第1項にて、「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定め、専門職大学院の目的は、同条第2項にて、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と定めている。

各研究科は、研究科規程で目的を定めている。例えば、保健学研究科では「学術の理論及び応用を深く教授研究し、保健学諸領域の発展に寄与するとともに、社会的要請に応ずる人材を育成すること」を目的としている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、現在、以下の11学部から構成され、各学部の目的に対応して計22学科、2課程を設置している。

- ・ 文学部（1学科：人文学科）
- ・ 教育学部（2課程：学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程）
- ・ 法学部（1学科：法学科（含夜間主コース））
- ・ 経済学部（1学科：経済学科（含夜間主コース））
- ・ 理学部（5学科：数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球科学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（1学科：歯学科）
- ・ 薬学部（2学科：薬学科、創薬科学科）
- ・ 工学部（4学科：機械システム系学科、電気通信系学科、情報系学科、化学生命系学科）
- ・ 環境理工学部（4学科：環境数理学科、環境デザイン工学科、環境管理工学科、環境物質工学科）
- ・ 農学部（1学科：総合農業科学科）

平成22年度をもって経済学部第二部を廃止している。平成23年度には、工学部が、幅広い視野と専門分野での十分な基礎と高い課題探求能力の獲得を可能とすることを目的として、それまでの7学科を4学科に改組している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育の体制の中核的組織は、教育担当理事を機構長とする教育・学生支援機構の中に設置された教育開発センターであり、同センターに設けられた各学部の代表者を含んで構成される教養教育管理専門委員会が、同センターに設けられた学科目部会長会議と連携して、教養教育の企画、実施について提案し、同センター運営委員会で審議し、決定することが慣行となっている。全学の教員は専門分野に関連するいずれかの部会に登録して、部会の決定に基づいて授業を担当している。さらに、スポーツ教育センター、言語教育センター、キャリア教育センターが運営、実施に協力している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は7研究科を設置し、その中に以下の修士課程5専攻、博士前期課程18専攻、博士課程5専攻、博士後期課程9専攻、専門職学位課程2専攻を設けている。

- ・ 教育学研究科（修士課程4専攻：学校教育専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻、教育臨床心理学専攻、専門職学位課程1専攻：教職実践専攻）
- ・ 社会文化科学研究科（博士前期課程4専攻：社会文化基礎学専攻、比較社会文化学専攻、公共政策科学専攻、組織経営専攻、博士後期課程1専攻：社会文化学専攻）
- ・ 自然科学研究科（博士前期課程7専攻：数理物理学専攻、分子科学専攻、生物科学専攻、地球科学専攻、機械システム工学専攻、電子情報システム工学専攻、化学生命工学専攻、博士後期課程4専攻：数理物理学専攻、地球生命物質科学専攻、産業創成工学専攻、化学生命工学専攻、5年一貫制博士課程1専攻：地球惑星物質科学専攻）
- ・ 保健学研究科（博士前期課程1専攻：保健学専攻、博士後期課程1専攻：保健学専攻）
- ・ 環境生命科学研究科（博士前期課程5専攻：社会基盤環境学専攻、生命環境学専攻、資源循環学専攻、生物資源科学専攻、生物生産科学専攻、博士後期課程2専攻：環境科学専攻、農生命科学専攻）
- ・ 医歯薬学総合研究科（修士課程1専攻：医歯科学専攻、博士前期課程1専攻：薬科学専攻、博士後期課程1専攻：薬科学専攻、博士課程4専攻：生体制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻、社会環境生命科学専攻）
- ・ 法務研究科（専門職学位課程1専攻：法務専攻）

大学院の構成は、学際性・融合性を指向した総合大学院制である。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科として特別支援教育特別専攻科を、別科として養護教諭特別別科を設置している。両者とも1年の課程であり、主として教育現場において中核的に活躍できる人材を養成するカリキュラムを提供している。

このことから、別科・専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は附属施設等として、1附置研究所、7附属施設、4センター等を設置している。研究所や全学センターは、関連部局と連携して機能することにより、いずれも教育研究における役割を果たしている。

特に、資源植物科学研究所及び地球物質科学研究センターは文部科学省共同利用・共同研究拠点（それぞれ「植物遺伝資源・ストレス科学研究拠点」及び「地球・惑星物質科学研究拠点」）に指定され、理学部附属臨海実験所は文部科学省認定教育関係共同利用拠点「内海域の生物を用いた実験教育のための共同利用拠点」に認定されている。なかでも、地球物質科学研究センターは、5年一貫制博士課程の自然科学研究科地球惑星物質科学専攻において、研究者養成に特化した教育を担っている。

また、教育学部附属学校園は教職を志す学生に学校現場における学習の場を、大学病院は医療を志す学

生へ実習教育の場を提供している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

全学の教育研究方針を定め、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置している。

各学部・研究科の教授会は教育研究に関する中期目標及び年度計画に関する事項、教員の選考、教育課程の編成、学生の入学、卒業又は課程の修了、在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項等を審議・決定している。それぞれの部局教授会規程に定められた代議員会は年間9～20回開催されており、権限委任事項に係る案件を審議している。

各学部・研究科に教務に関わる事項を審議する委員会を置き、教育全般に至る案件を実質的に審議している。加えて、多くの学部・研究科では、新たにFD委員会等を設置している。両者は連携を保ちながら、教育方法等に関わる具体的案件を処理している。

全学の教育開発センター運営委員会は、教授会相当の組織であり、教養教育に係る事項等の審議機関と位置付けられている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

管理学則第56条に研究科に講座を置くことを定め、各研究科に教員の大部分が配置されている。同第62条に研究科の教員組織は各研究科で定めることとしている。

第2期中期目標に「岡山大学の基本的教育目標を達成するため、また、新たな学問の展開や社会状況に則した教育を行うため、適切な教職員配置を行う」とし、教員数の一部を弾力的に配置し重点教員とする教員組織編制を行っている。

教育研究に係る責任の所在については、学部・学科等の教員組織においては、管理学則第2章第4節に、学部長、学科長等を置くことを定め、責任体制を明確化している。大学院の教員組織においては、同第3章第3節に、研究科長、専攻長等を置くことを定めている。また、一部の研究科においては研究科規程において学系を置くことを定めており、各学系には学系長を置いている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任54人（うち教授28人）、非常勤13人
- ・ 教育学部：専任105人（うち教授53人）、非常勤19人
- ・ 法学部：専任32人（うち教授19人）、非常勤5人
- ・ 経済学部：専任41人（うち教授24人）、非常勤10人
- ・ 理学部：専任101人（うち教授45人）、非常勤5人
- ・ 医学部：専任343人（うち教授79人）、非常勤176人
- ・ 歯学部：専任126人（うち教授20人）、非常勤76人
- ・ 薬学部：専任42人（うち教授17人、実務家教員4人）、非常勤8人
- ・ 工学部：専任140人（うち教授48人）、非常勤44人

- ・ 環境理工学部：専任 64 人（うち教授 32 人）、非常勤 19 人
- ・ 農学部：専任 62 人（うち教授 30 人）、非常勤 5 人

教養教育科目の外国語科目では非常勤講師が担当している割合が比較的高いものの、教育上主要な授業科目については、専任教員の教授又は准教授が担当している。平成 26 年度の必修科目を専任の教授又は准教授が担当する割合は、専門教育科目全体で 90.5%、必修科目及び選択必修科目全体で 84.9%である。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 68 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 37 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 278 人

〔博士前期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：研究指導教員 125 人（うち教授 71 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 185 人（うち教授 97 人）、研究指導補助教員 56 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 37 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 環境生命科学研究科：研究指導教員 133 人（うち教授 72 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 39 人（うち教授 18 人）、研究指導補助教員 6 人

〔博士後期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：研究指導教員 85 人（うち教授 69 人）、研究指導補助教員 39 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 177 人（うち教授 96 人）、研究指導補助教員 23 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 37 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 環境生命科学研究科：研究指導教員 125 人（うち教授 71 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 20 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 1 人

〔博士課程〕

- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 15 人（うち教授 3 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 81 人（うち教授 69 人）、研究指導補助教員 319 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：14 人（うち教授 8 人、実務家教員 6 人）
- ・ 法務研究科：20 人（うち教授 15 人、実務家教員 6 人）

自己評価書提出時には、教育学研究科学校教育学専攻（修士課程）について研究指導教員が 1 人、教育臨床心理学専攻（修士課程）について研究指導補助教員が 1 人、大学院設置基準に定められた必要教員数を下回っていることが確認されたが、いずれも平成 27 年 4 月 1 日付で補充されることが決定されている。

教育学研究科教科教育学専攻（修士課程）の各コースにおいては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「コース」に準用することとすれば、自己評価書提出時には数学教育コースでは研究指導教員が 1 人、社会科教育コース及び家政教育コースでは研究指導補助教員が 1 人、大学院設置基準に定められた必要教員数を下回っていることが確認されたが、これらすべてにおいて、平成 27 年 4 月 1 日までに補充されることが決定されて

いる。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化するための取組の一つとして、第2期中期目標に公募制、任期制の導入、外国人・女性等の教員採用の促進等を中期計画に定めている。教員の年齢分布には、特定の年齢層へ偏るといった現象は見られない。平成12年度から任期制やテニユアトラック制が導入され、現在336人（全教員に対する割合は16.29%）の教員に任期が付されている。文部科学省の「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」事業の一つで、平成20～24年度、異分野融合先端研究コアを拠点として推進された「自立若手教員による異分野融合領域の創出」事業が推進され、同事業終了後も若手研究者の養成やテニユアトラック制の普及に努めているとともに、「拠点型テニユアトラック制」を継続させ、更なる発展を図っている。

構成員の多様性を高め、ダイバーシティ文化の醸成に務めるため、岡山大学ダイバーシティ推進本部を設立し、女性教員の確保にも配慮している。岡山県から委託を受け運営されている「MUSCATAプロジェクト」では、女性医師の離職防止や復職支援等を行っているほか、平成21年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（女性研究者支援モデル育成）」に採択された「学都・岡大発女性研究者が育つ進化プラン」（平成21～23年度）において、研究サポート体制を整備するために設置された女性サポート相談室では、常勤・非常勤を問わず女性教職員の相談に対応している。また、平成22年度からウーマン・テニユアトラック（WTT）教員制度により女性教員を積極的に採用し、女性教員比率が12.52%（平成20年度）から15.02%（平成26年度）に増加している。外国人教員比率は2.60%（平成20年度）から2.58%（平成26年度）となっている。一部の学部・研究科では、教員のサバティカル制度や表彰制度が導入されている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任のために、選考基準を教授、准教授、講師、助教、助手ごとに大学として定めて、さらに各部局で選考内規等を定め、それに基づき審査を行っている。

公募要領等には募集する教員が担当する教育研究分野、担当授業科目等を明示し、教育・研究に対する抱負等を述べることを求めている。選考では、各学系の教育研究上の指導の実情に応じて、面接、模擬授業、プレゼンテーション、英語による講演により、教育研究上必要な指導能力の評価を実施している。また、教員の採用と昇任に関しては、各部局長が学長又は理事と協議し人事を開始している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員個人評価と教員人事評価を発展的に統合し、教員が自己の諸活動を振り返り、自己点検・評価することによって、教育・研究活動等の改善・向上と意識改革を図ることを目的として、平成20年度から新たに「教員活動評価」を毎年度実施している。

評価の結果、活動状況に問題のある教員に対しては、部局長が活動改善計画書の提出を求め、きめ細やかな指導及び助言等を行うことにより活動の改善を促しているほか、評価結果を給与（昇給及び勤勉手当）等の処遇へも反映している。

複数の国公私立大学から情報収集のための訪問希望に対応するとともに、主に私立大学の役職員を対象とした外部機関主催の各種セミナーや他大学にて講演を行うなど、他大学のモデルとなる役割を果たしている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育支援に直接関わる事務部門として、学務部及び学部・研究科等事務部に教務関係の担当者(117人)を置いている。また、教育活動を支援する技術職員(104人)を部局等に配置している。大学院学生をTAとして雇用し(平成25年度は1,291人)、主に教養教育の大人数講義、実験の教育補助者、学部学生に対する実験、実習、演習等の教育補助者、ピア・サポーター及びスチューデント・ティーチャー等として教育の充実のために配置している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省の「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」事業の一つで、平成20～24年度、異分野融合先端研究コアを拠点として推進された「自立若手教員による異分野融合領域の創出」事業が推進され、同事業終了後も若手研究者の養成やテニユアトラック制の普及に努めているとともに、「拠点型テニユアトラック制」を継続させ、更なる発展を図っている。
- 従来の教員個人評価制度等を発展的に統合し、平成20年度から「教員活動評価」として教員の教育及び研究活動等を毎年度評価しており、評価の結果に基づいて活動の改善を促しているほか、評価結果を給与査定（昇給及び勤勉手当）等の処遇にも反映している。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学は「本学の教育を受けるのに必要な資質と基礎学力を有し、豊かな教養と高度な専門性を身に付けたいという強い意欲を持つ人を、多様な入試方法により国内外から広く受け入れます」と入学者受入方針を定めている。

学士課程においては、各学部で教育理念や目標を踏まえた求める学生像を具体的に定め、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として公表している。その際、各学部の教育理念や目標と併せて提示することや、必要に応じて学科・課程ごとに策定することなどを通じて、各学部の入学者受入方針が、より明確かつ適切なものになるよう配慮されている。AO入試の受験者に対しては、入学者受入方針を別に定め、どのような資質を持った学生を選抜するかについて明らかにしている。ただし、入学に際して高等学校段階までに身に付けて欲しい必要な基礎学力に関する記述については、ほとんどの学部において不十分である。

大学院課程においても、各研究科の入学者受入方針が、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）並びに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）とともに提示されている。

これらのことから、入学に際して必要な基礎学力に関する記述についてはほとんどの学部において不十分ではあるが、入学者受入方針が定められていると判断する。

4-1-1② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者選抜に係る企画・立案と選抜方法の調査研究、入試情報・大学紹介等の広報活動、入試問題及び入試実施に関する統括は、アドミッションセンターが各学部と連携しつつ実施している。

各学部は、一般入試（全学部）のほか、専門高校・総合学科卒業生入試（医学部（保健学科））、AO入試（教育学部、法学部、薬学部、環境理工学部、理学部、MP（マッチングプログラム）コース）、推薦入試（文学部、法学部、経済学部、医学部、歯学部、工学部、環境理工学部、農学部）、帰国子女入試（文学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、環境理工学部、農学部）、社会人入試（法学部、経済学部、医学部、農学部）及び私費外国人留学生特別入試（文学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、環境理工学部、農学部）等、それぞれ多様な入試方法を採用している。

さらに、平成26年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム」のテーマⅢ（入試改革）に採択され、知識偏重型入試から課題解決型入試の一環として、国際バカロレア入試が平成24年4月入学から導入され、平成26年度までに理学部、医学部、工学部、環境理工学部、農学部及びMPコースで、平成27年度入試からはすべての学部で実施されている。

大学院入試については、それぞれの入学者受入方針に沿って、一般入試、社会人入試、外国人留学生特

別入試等が実施されているほか、自然科学研究科（博士前期課程）では推薦入試が行われている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入試は、前期日程及び後期日程については、学長を本部長とする実施本部を設置しており、その他の特別入試については、各学部が実施し、アドミッションセンター及び入試課において支援を行っている。

各科目の問題作成の校正・点検作業には、問題作成委員だけでなく、アドミッションセンター教員並びに学部の担当教員が関わっている。また、教科教育に関する科目を担当する教育学部教員が、作成された問題が高等学校学習指導要領を逸脱していないか点検している。

大学院課程の入試に関しても、大学院入試WGでの意見交換を踏まえつつ、各研究科で定める入学者選抜試験実施要項等の方針に従って適切に実施されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

学士課程入試については、アドミッションセンターが、各学部の入学者受入方針に沿った適切な入試システムの開発及び入学者選抜方法に関する調査を継続して行っており、全学的な視点から入試区分、入試成績と入学後の学業成績を定期的に分析し、入学者選抜の動向を検証している。平成23年度からは、教職員を対象としたアドミッションセンターセミナー「岡山大学を取り巻く入試環境と今後の展望」が開催され、毎年度の入試総括や「入試方法別・学部別の入試成績と入学後の学業成績」等の分析結果が報告されている。

これを踏まえて、各学部の入試委員会等が、入学後の修学状況等の検証に基づいた入学者選抜の改善に取り組んでいる。例えば、理学部においてはAO入試及び一般入試（前期日程）で入学した学生の入学後4年間の成績の分析結果に基づき、平成25年度入試から変更を行っている。

大学院課程入試についても、各研究科において、検証・改善が進められている。例えば、自然科学研究科及び環境生命科学研究科の博士後期課程において実施している、受験のための渡日を必要としない海外特別入試について、平成25年度実施分から、10月入学に加えて4月入学のための入試を導入している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成23年4月に改組された工学部（学士課程）については平成23～26年度の4年分、平成24年4月に改組された自然科学研究科（博士前期課程）、自然科学研究科（博士後期課程）、医歯薬学総合研究科（博士後期課程）、医歯薬学総合研究科（博士課程）、平成24年4月に設置された環境生命科学研究科（博士前期課程）及び環境生命科学研究科（博士後期課程）については平成24～26年度の3年分。）

〔学士課程〕

岡山大学

- 文学部：1.06 倍
- 教育学部：1.03 倍
- 法学部：1.04 倍
- 経済学部：1.02 倍
- 理学部：1.06 倍
- 理学部（3年次編入）：0.83 倍
- 医学部：1.01 倍
- 医学部（2年次編入）：1.00 倍
- 医学部（3年次編入）：0.82 倍
- 歯学部：1.00 倍
- 歯学部（3年次編入）：1.00 倍
- 薬学部：1.03 倍
- 工学部：1.06 倍
- 工学部（3年次編入）：1.16 倍
- 環境理工学部：1.05 倍
- 農学部：1.06 倍

〔修士課程〕

- 教育学研究科：0.95 倍
- 医歯薬学総合研究科：1.13 倍

〔博士前期課程〕

- 社会文化科学研究科：0.68 倍
- 自然科学研究科：1.05 倍
- 保健学研究科：1.02 倍
- 環境生命科学研究科：0.91 倍
- 医歯薬学総合研究科：0.94 倍

〔博士後期課程〕

- 社会文化科学研究科：1.09 倍
- 自然科学研究科：0.65 倍
- 保健学研究科：1.04 倍
- 環境生命科学研究科：0.91 倍
- 医歯薬学総合研究科：0.70 倍

〔博士課程〕

- 自然科学研究科：0.65 倍
- 医歯薬学総合研究科：1.10 倍

〔専門職学位課程〕

- 教育学研究科：1.06 倍
- 法務研究科：0.65 倍

〔専攻科〕

- 特別支援教育特別専攻科：0.63 倍

〔別科〕

- ・ 養護教諭特別別科：0.95倍

社会文化科学研究科（博士前期課程）、自然科学研究科（博士後期課程）、自然科学研究科（博士課程）、法務研究科（専門職学位課程）、特別支援教育特別専攻科（専攻科）では入学定員充足率が低い。

これらの各研究科では改善の取組が検討・実施されていることに加え、大学全体で課題を共有し、その改善に努める方針が示されている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学組織アドミッションセンターを中心に、学生個々の入試成績と修学状況等の追跡調査・検証により内部質保証を行う全学システムが確立している。各学部は、同センターによる分析結果を踏まえて、入学者選抜の改善に取り組んでいる。
- 平成26年度に文部科学省の「大学教育再生加速プログラム」に採択されており、平成27年度入試から、全学部で国際バカロレア入試を導入している。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程の編成方針を学則に定めるとともに、教育課程編成・実施の方針について、学位授与方針で表現される「学生が習得すべき教育上の力」を「効果的に身に付けさせるために授業（カリキュラム）の編成の方針を明示したもの」と説明し、学部・学科等の教育単位でどのように教育課程を編成し実施していくかを明確にして、学部規程に定めるとともに、学科等の教育単位ごとに教育課程の編成・実施方針が定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は、各学部・学科等の教育単位で設定された教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目が配置され、教育課程の体系性が図られるとともに、それをカリキュラム・マップとして可視化し、学内外に公表し、周知を図っている。学生はカリキュラム・マップにより、容易に科目間の順次性等を知るとともに、これを履修モデルとして、自身の履修計画を立てる上で参考にできるようになっている。

授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分され、これらを各年次に配当し、各学部において教育課程を編成している。教養教育については4つの主題に分類した科目群を開講するなど、教育の体系化に配慮されている。教養教育科目は、原則として選択制であるが、平成25年度から必修英語の授業時間数が倍増されている。4年制学部では専門科目まで選択や選択必修科目を中心に自由度を持った編成となっている。医学部医学科、歯学部、薬学部薬学科等の6年制学部・学科では、コア・カリキュラムが設定さ

れており、必修科目が多い。また、工学部、環境理工学部等では体系的な技術教育課程を整えるなど、学部の目的に応じて体系的な教育課程を編成している。

平成 27 年度から、講義番号と並行して、教養教育及び専門教育すべての科目にアルファベットと数字を用いたナンバーを付した「科目ナンバリング」を導入することとしている。これにより、授業科目の分野や学修段階の体系的性を明示し、学生がレベルや専門を勘案して授業科目を履修できるようになっている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて次のような名称を付記している：文学、教育学、法学、経済学、理学、医学、看護学、保健学、歯学、薬学、創薬科学、工学、環境理工学、農学及び学術。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

授業科目の編成又は授業科目の内容において、以下の多彩な事項で学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮が見られる。「キャリア教育に対する取組」「各種アンケートに基づく学生のニーズの反映」「特色ある大学教育支援プログラム(特色G P)」に採択された取組「MPコース」「グローバル人材育成特別コース」「副専攻コース」「研究分野の新知見や最新の研究活動を反映した授業科目」「他学部開講科目の履修」「インターンシップによる単位認定」「編入学・転学科・転コース」「学術発展の動向と社会のニーズへの対応」「学部間連携教育の実施」「学士課程と大学院課程との連携」「他大学との単位互換制度」「交換留学制度」「入学前の既修得単位認定制度」「中四国コンソーシアム「科学先取りグローバルキャンパス岡山」の構築」、これらの事項の多くで意欲的な取組が行われている。

文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム(特色G P)」に採択された取組としては、医学部医学科の、平成 19 年度に採択された「医学における知の創生現場体験プログラム」が、支援期間終了後も医学部医学科 3 年次生の必修科目として継続されており、医学研究インターンシップの終了後も研究活動を継続しているものも多い。工学部では平成 16 年度に採択された日本語の徹底訓練による発想型技術者の養成を目的とする「日本語力の徹底訓練による発想型技術者育成」が、支援期間終了後、副専攻MOTをコミュニケーション教育コースに改変し、「技術文章学」等の科目を継続的に実施しており、その受講者が日本語検定で大学として団体受賞しているほか、発想コンテストにおいて個人として受賞するなどしている。

最近の取組としては、学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし、特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学習できる教育課程として設定されたMPコースに国際バカロレア入試での秋入学生受入を組み入れたこと、平成 24 年度から、「生殖補助医療技術キャリア養成特別コース」を開講しそれをさらに全学組織の生殖補助医療技術教育研究(A R T)センターへと整備・発展させ、胚培養士養成及びスキルアップのためのカリキュラム開発を行っていること、将来、グローバル人材として活躍したい学生を対象に、自分自身の学部にも所属したまま、語学教育や教養教育、専門教育において特別に学習サポートを受けるコースとして、グローバル人材育成特別コースを設置したことが特記される。また、平成 26 年度文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援(タイプB:グローバル化牽引型)」事業に「PRIMEプログラム:世界で活躍できる『実践人』を育成する!」が選定され、学生の個性と自主性を伸ばさせ、実社会で役立つ実践教育を行い、グローバルに活躍できる人財の輩出を目指している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動

向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

専門教育として、例えば法学部では演習として2年次生と、3・4年次生を対象とした2段階の少人数授業、対話・討論型授業を開講している。また、医学部保健学科では実際の症例について医学科の学生や薬剤師も含めて討論する形式の授業を設定している。さらに、教育学部では1年次から4年次まで一貫して、教育実習及び体験的な授業科目を設定し、学生に教育現場での学習を促している。

多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用の例として、バーチャルスライドサーバを利用した医学部医学科の「細胞組織学（実習）」、クリッカー中心の演習形式の授業である薬学部の「複素環化学」が挙げられる。

また、学内ネットワーク環境を活用した2つの学習システムが導入されている。授業活動全般を支援するe-learningシステムでは、配布資料や教材の掲載、テスト・アンケートの実施、ディスカッションやメッセージ送受信等により、授業や学生の予習・復習に活用されている。商用の英語学習用オンライン教材では、学内外どこからでも自主学習して英語力の向上を図ることができるようになっており、TOEICのスコアが向上するなどの成果を得ている。

そのほか、指導教員の指導の下にTAを雇用し、実験、実習、演習や大人数講義等の教育補助業務に当たらせている。

平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（テーマA：大学教育推進プログラム）」に採択された「総合大学が担う特色ある教員養成の質保証」事業では、平成23年度までの3年間の支援期間において、全学教職課程を一元的に管理運営する教師教育開発センターを立ち上げ、課程認定学部との協力の下、全学教職課程学位授与方針、学位授与方針を反映したコア・カリキュラム、WEB教職実践ポートフォリオ等を構築した。また、支援期間の終了した平成24年度以降も、全学生利用可能な教職相談室やスクールボランティアビューロー、教職情報の提供サイト「岡大教職ナビ」を開設するなど、全学教職課程の改善と充実に努めている。

平成23年度文部科学省「理数学生育成支援事業」に採択された「先取りプロジェクト研究を中心にするフロンティアサイエンティスト育成プログラム」事業（事業期間は平成26年度まで）では、科学知識のみならず科学倫理やコミュニケーション能力等を身に付け、直面する新しい問題の最前線で活躍できる科学者（フロンティアサイエンティスト）の育成を目的として「フロンティアサイエンティスト特別コース」を設置しており、コース独自の授業科目として、「フロンティアサイエンティストリテラシー」「科学コミュニケーション」「先端科学実習」「先取りプロジェクト研究」を開設したほか、「英語キャンプ」「ステップアップ合宿」等により英語学習への動機付けや、自主研究に向けた意識向上を図っている。本事業は、平成23年度採択大学の間で評価で、優れた成果が期待できる取組であり、計画どおり推進すべきと評価されている。

平成24年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成事業」に採択された「脱ガラパゴス！—医学教育リノベーション—」事業では、医学教育リノベーションセンターを設置、同センターにクラークシップ・オーガナイザーとクラークシップ・マネジャーを配置し、各診療科クラークシップ・ファカルティと協働して診療参加型臨床実習を積極的に推進し、カリキュラムの見直しを通じて、平成26年度からそれまでの90分授業から60分授業に変更するとともに、臨床実習実施週数72週を確保している。

平成19年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「晴れの国より巣立つ水環境スペシャリスト～地域資源「児島湖」をモデルに持続性の高い環境社会の構築を追究する実践型環境教育プログラム～」事業（支援期間は21年度まで）は、事業終了後も、モチベーションの高い学生の育成を目的とする「実践型水辺環境学及び演習Ⅰ・Ⅱ」「GP特別コース」の提供を継続し、さらに、支援期間中に設置した、タイ国カセサート大学との「岡山大学・カセサート大学国際実践型環境教育プログラム（GP特別コース）」を、平成25年3月に、5年間延長している。GP特別コースでは、夏季休暇中2年次生が、カセサート大学で2週間、岡山大学で2週間履修し、岡山大学の学生とカセサート大学の学生が同じクラスで、各大学の教員により英語で受講するという形式をとり、履修生が主体的に異文化に接しながら生きた英語を学び、コミュニケーション能力や体系的な思考力を向上させることを目的とする教育内容となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

全学的に授業曜日の振替等を行い、定期試験を含めて前期に16週、後期に16週が確保されている。薬学部等における集中講義型の授業においても、15週を期間として授業を行う場合と同等程度の教育効果を上げている。

履修登録科目数の上限（CAP制）を設けているが、教養教育科目の年間履修上限のみを定め、教養教育と専門教育を併せたトータルの履修登録科目数の上限を定めていない学部が多い。「学習時間を確保する」というCAP制の本来の趣旨に則して見直すことが望ましい。

自主学習スペースの充実や商用の英語学習用オンライン教材の活用等により、単位の实質化に向けて取り組んでいるほか、各教育単位においても、学生の自主学習や授業時間外学習を促す取組を実施している。例えば、文学部では学部独自でシラバスに「準備学習」の欄を設け、自主学習を促している。また、文学部、法学部、教育学部、理学部、工学部、環境理工学部、農学部では履修モデル等を明示することによる組織的な履修指導を実施している。

しかしながら、毎年度、入学生を対象に実施している予習・復習に使う時間の調査では、平成19～20年度に比べると、予習・復習に使う時間は多くはなっているものの、ここ数年では大きな変化はなく、依然として70%以上の学生が予習・復習時間は1週間に2時間未満である。

これらのことから、更なる自主学習や授業時間外学習を促す取組には問題があるものの、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、教養教育科目、専門教育科目ともに全学統一の入力システムを用い、全学の作成方針に基づき、各教員が作成しており、授業の概要、授業目標、授業計画、教科書、参考書等及び授業担当教員のオフィスアワーやメールアドレスを明記することにより、学生は授業時間外であっても授業科目担当教員とコンタクトをとることが可能となっている。また、授業科目の区分、講義番号、授業科目名、授業担当教員名等のほか、キーワード、受講要件、成績評価、研究活動との関連、JABEE（日本技術者教育認定機構）との関係、コメント等も記載されており、学生は各授業科目を選択するため、準備学習等を進めるための基本的データとして利用できる。

また、学生が自身の学士力を育成するために授業科目を選択する際の指標に用い、履修計画を立てるこ

とができるようにすることを目的として、シラバスには学位授与方針と授業科目との関連性が記されている。平成26年度からは、教養教育科目のシラバスに準備学習・復習等の学習の指示を記載し、学生の主体的な授業時間外学習の促進に資するようにしている。

ウェブ版シラバスへのアクセス件数、授業評価アンケートの関連項目の回答状況から、学生・教員双方が、履修登録、授業計画、学位授与方針と科目との関連性等の情報を共有するとともに、参考図書や授業時間外学習の指示等にシラバスを活用していることがうかがわれる。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

高等学校教育と大学教育の円滑な接続を図るため、教養教育で、「初等数学」「初等物理学」「初等化学」及び「初等生物学」の4科目を初年度前期に開講し、高等学校の当該科目の未履修者を主な対象にして補習授業を行っている。また、必修科目「総合英語1～5」について、習熟度別クラス編成により、基礎学力不足の学生に配慮した授業が進められている。

学部・学科単位でも、各専門分野の基礎基盤についての補習的授業の実施のほか、例えば、環境理工学部においてはチューター教員による、理学部においては大学院学生のアカデミック・アドバイザーアシスタント(AAA)による授業時間外学習の支援等の取組が行われている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

法学部と経済学部の夜間主コースでの授業は原則として夜間2時限制で開講されている。長期履修制度や30単位まで昼間コースの科目履修等により社会人学生に対する配慮が行われている。また、履修計画については、入学時ガイダンスやアカデミック・アドバイザーからの助言という形で指導が行われている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められているか。

大学の理念・目的・目標に基づき、卒業生が身に付けているべき5つの能力を具体的に挙げ、大学全体の学位授与方針としている。その5つとは、「自然や社会の多様な問題に対して関心を持ち、主体的な問題解決に向けての論理的思考力・判断力・創造力を有し、先人の足跡に学び、人間性や倫理観に裏打ちされた豊かな教養を身につけている」こと、「専門的学識と時代を担う技術を身につけていると共に、それらと自然・社会とのつながりを意識し、社会に貢献できる」こと、「必要に応じて自ら情報を収集・分析し、正しく活用できる能力を有すると共に、効果的に情報発信できる」こと、「グローバル化に対応した国際感覚や言語力と共に、社会生活に求められるコミュニケーション能力を有し、地球規模から地域社会に至る共

生のために、的確に行動できる」こと及び「スポーツ・文化活動等に親しむことを含めて、自立した個人として日々を享受する姿勢を一層高め、生涯に亘って自己の成長を追求できる」ことである。

各学部、学科等でも学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-1② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

全学的な成績評価基準の指針に基づき、各学部が成績評価基準を策定し学生に公表している。また、各学部とも成績評価、単位認定が適切に実施されるための取組を行い、一部の学部では成績評価の分布に関してガイドラインを策定している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

同じ講義科目名の下での授業内容の共通化等、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な取組を行っており、成績評価の妥当性に関しても、一部の学部において事後チェックがなされている。

また、成績評価に対する疑義等については、全学部が成績評価基準のなかで、「学生からの質問や疑問には適切に応じる」ことが明記され、一部の学部において、採点後の答案の開示、模範解答例の提示、成績評価等に関する問合せへの対応が行われている。なお、成績評価に対する異議申立て制度は定められていないが、平成27年度中に定めることが検討されている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-1④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業の認定条件は学則及び各学部の規程で定められ、卒業要件として学位授与方針とともに明確に示され、学生便覧やオリエンテーションにおいて学生に周知が図られている。

判定の際の基礎資料となる学生の基本情報、履修登録、成績等は全学の学務システムで一元的に管理され、各学部の規程に基づき作成された一覧表等に基づき教務委員会、教授会で、卒業判定が行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-1① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院全体の教育課程の編成・実施方針を定めるとともに、それに基づき各研究科においても個別の教育課程の編成・実施方針が定められている。

例えば、社会文化科学研究科の博士前期課程では「文学部・法学部・経済学部における基礎的専門教育との連続性に配慮したカリキュラムを編成し、今日における新たな教育に対する要請に応えるべく、複合的・総合的・学際的な教育を体系的に提供できる体制が整備されています。組織経営専攻および地域公共

政策コースにおいては、地元の企業や官公庁・自治体の現場の経験に触れることができるよう配慮されています」と定められ、博士後期課程では「当研究科の理念である「共生社会の構築」等に基づいて、文化、組織、個人、地域社会等を対象にした、多様な、そして学際的なアプローチからの研究を支援する大学院教育プログラムを提供しています」と定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は研究科ごとに定めた教育課程の編成・実施方針に基づき、カリキュラムを作成し、学生便覧を通じて学生に周知が図られている。各研究科の教育課程の編成に当たっては、専攻・講座等の配置、授業科目の年次配当を体系的に編成している。多くの研究科において、専攻分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実させ、関連分野の基礎的教養の涵養等を図っている。

社会文化科学研究科では平成 27 年度からすべての講座で体系的な履修コースが導入されることが決定されている。

平成 24 年度の改組後の自然科学研究科と環境生命科学研究科では、先進複合領域副専攻「先進異分野融合特別コース」及び「先進基礎科学特別コース」が設置され、幅広い視野や知識を持つ人材の育成やプロジェクトリーダー育成のためのカリキュラムが用意されている。

専門職学位課程である法務研究科においては、3年標準型あるいは法学既修者に対する2年短縮型の教育課程を設け、カリキュラムは4つの科目群に体系的にまとめられている。教育学研究科（専門職学位課程）教職実践専攻では、学校の教員の職能発達に対応した履修モデルが提示されている。

大学院課程において授与される学位には、専攻分野に応じて次のような名称を付記している：教育学、文学、法学、経済学、経営学、公共政策学、文化科学、理学、工学、保健学、看護学、環境学、農学、医科学、公衆衛生学、歯科学、薬科学、医学、歯学、薬学、学術、教職修士（専門職）及び法務博士（専門職）。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

研究科の開講授業科目のシラバスで、授業内容と担当教員の研究分野との関連を明示している。また、文部科学省支援事業等に採択された取組等、学内外の大型研究プロジェクトの最新の成果を授業内容に反映させている。

平成 21～22 年度には外務省の「21 世紀東アジア青少年大交流計画（JENESYS プログラム）」に基づき、東南アジア各国からの留学希望者を積極的に受け入れ、人材の育成を行った。さらに、岡山大学・フエ大学院特別コースでは、ベトナムにおける農学系及び環境系分野で即戦力となりうる優秀な人材の育成を共同で行うため、1年6か月の間フエ大学院で修学した後、環境生命科学研究科の修士2年次に転入学し、1年間の修学後、修士の学位を授与する制度を設けている。これらの取組が高く評価され、平成 25 年度文部科学省「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に「ASEAN 諸国におけるグリーンイノベーション推進人材養成プログラム」が採択されている。

文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院G P）」に平成21年度に採択された、6年間の医療系学部教育に続く臨床医養成と大学院教育を両立させる「ARTプログラム（先進医学修練プログラム）による医学研究者育成」事業では、医歯薬学総合研究科が医学部と連携して、シームレスな医学研究者育成を行っており、全国13大学がこのプログラムをひな型にして研究医育成プログラムを策定・実施するなど、日本の医学研究者育成モデルとなっている。支援期間終了後も学内プロジェクトとして継続実施している。

5年一貫制博士課程の地球惑星物質科学専攻ではすべての授業科目を英語で開講している。また、中国の6大学との間で、博士前期（修士）課程の双方向学位制度と授業の単位修得を目的とする短期留学制度からなる岡山大学・中国東北部大学院留学交流O-NECUSプログラムを構築している。さらに、環境生命科学研究科では、英語による授業だけで修了要件単位を満たすことが可能なグローバルサイエンスコースを設置し、留学生のニーズに配慮している。

平成23年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業（タイプA：「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援）」に採択された「岡山大学キャンパス・アジア東アジアの共通善を実現する深い教養に裏打ちされた中核的人材育成プログラム」は、岡山大学、吉林大学（中国）、成均館大（韓国）の3校が留学生の相互派遣と相互交流を行うことを通じて次世代の優秀な人材を育成するプログラムであり、3校が協力して、アジア共通の価値観形成と次世代の中核人材育成を目指している。

教育学研究科において、平成19年度に文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に「真に課題解決能力を育てるカリキュラム開発—地域協働学校と教職大学院のコラボレーション—」事業が採択されたのを機に、実践的指導力を育成するカリキュラムが整備され、一般財団法人教員養成評価機構による専門職大学院（教職大学院）認証評価においても、「大学・教育委員会・学校の連携体制が恒常的に機能している」との評価を得ている。

平成25年度文部科学省「教員の資質能力向上に係る先導的取組支援事業」に採択された「学校、教育委員会及び教職大学院の三者の協働による学校のリーダー養成のための実習カリキュラム開発の研究」事業では、教育学研究科教職実践専攻で平成23年度から現職教員学生に必修とされている実習を効果的なものとするために、学校・教育委員会・教職大学院の三者が協働しながら学生の指導に当たることに取り組んでいる。

平成25年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業（テーマB：リサーチマインドを持った総合診療医の育成）」に採択された「地域を支え地域を科学する総合診療医の育成」事業では、岡山大学と地域医療機関・自治体が連携してリサーチマインドと優れた臨床能力を有した総合診療医を育成することを目的としている。

平成18年度文部科学省「産学連携による実践型人材育成事業」に採択された「エンジニアリングデザイン能力の育成プラン」は、5年間の支援期間において協力企業との連携が強化され、プログラムのコアをなしていた長期インターンシップは、支援期間が終了した平成23年度以降も、対象を自然科学研究科博士前期課程の工学系全専攻に広げた「実践的キャリア形成演習」、及び先進基礎科学特別コースの「課題調査・課題解決インターンシップ」へと発展させ継続実施している。

平成19年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択された「ユニット教育による国際保健実践の人材育成」では、医歯薬学総合研究科に加え、国際機関勤務経験者や岡山市に本部を置く国際NGOのAMDA（アジア医師連絡協議会）の職員等、国際経験豊富なティーチングスタッフによる実践的教育、ネイティブ・スピーカーによる実践英語教育、そして外国でのフィールドワークが行われ、3年間の支援期間終了後も、平成23年度に学長裁量経費（国際交流支援経費）により「アジア公衆衛生大学院コー

ス」が開設されたほか、特別配分経費（学内COE教育支援経費）により、「アジア創薬シーズ・ライブラリーの構築とアジア臨床試験の人材育成」が実施されている。

平成 19 年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択された「医療系大学院高度臨床専門医養成コース」事業では、医歯薬学総合研究科に高度臨床専門医養成博士課程を確立することを目的としており、研究科の履修コースとして「臨床専門医コース（医学系）」及び「臨床専門医コース（歯学系）」を開設して、3年間の支援期間終了後も継続的に実施している。

平成 19 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「中国・四国高度がんプロ養成基盤プログラム—チーム医療を担うがん専門医療人の育成—」事業では、4年間の支援期間で、中国・四国の 10 大学が一つのコンソーシアムを作り、広い地域にムラなくがん専門職を送り出すプログラムであり、研究科の履修コースとして「がんプロフェッショナルコース（医学系）」及び「がんプロフェッショナルコース（薬学系）」を開設している。

平成 20 年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択された「アジア環境再生の人材養成プログラム」は、21 世紀COEプログラムから培ってきた教育・研究基盤を活かして、持続発展教育を通して循環型社会に関連した技術論・計画論・政策論を体系的に学ばせ、実践面では、プロジェクト実習を通して地域循環から国際循環へと段階的に循環型社会のイメージを膨らませることによって、アジアの環境再生に向けて国際的にリーダーシップを発揮できる人材の養成に取り組んだもので、プログラム実施を目的として設置した「アジア環境再生特別コース」が、3年間の支援期間が終了した平成 23 年度以降も継続して実施されており、改組後の環境生命科学研究所においても継続・実施されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

演習や特別研究といった授業形態の組合せ、研究成果を効果的に発表するためのプレゼンテーション技法の指導、少人数授業、対話・討論型授業の実施、フィールド型授業の導入や e-learning に取り組んでいる。

自然科学研究科では基礎科学の体系的な教育を重視した「先端基礎科学開拓研究者育成プログラム」が平成 18 年度文部科学省の「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に採択されている。また、医歯薬学総合研究科では大学院教育改革支援プログラム「ユニット教育による国際保健実践の人材育成」のほか、多くの取組が文部科学省支援事業等に採択され、国際性を備えた実践的教育が実施されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科とも、自主学習の環境が整えられているほか、授業科目と並行して学位論文の研究指導等を実施している。

平成 23 年度に実施された学生生活実態調査の結果によれば、大学院課程における 1 週間の自主学習時間は、27.8%が 1 時間未満、32.6%が 1～3 時間、14.7%が 3～5 時間、6.7%が 5～7 時間、18.2%が 7 時間以上と回答しており、総じて大学院学生の十分な自主学習時間が確保されているとは判断できないように思われるが、大学院課程における学習及び研究の状況を勘案すれば、この調査結果をもって直ちに大

大学院学生の自主学習時間が短いと判断できないので、研究時間を含めた時間を問われていることが分かるよう設問を工夫するなどの調査方法の改善が必要である。

専門職学位課程である法務研究科においては、単位の上制限等の取組や、学習プロセスを重視して成績評価を行っている。また、教育学研究科教職実践専攻においては、現職教員学生、学部新卒学生ともに、2年間の学習が適切かつ効果的に行えるよう、履修できる単位数を指導している。

これらのことから、自主学習時間の把握について改善が望まれるが、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全研究科でウェブ版シラバスを作成し、学内外からアクセス可能な状況に整備している。しかし、研究科間あるいは1研究科内でもシラバスの記述量には大きなばらつきがある。極端な場合はほとんどすべてが空欄になっている。

平成25年度に実施されたアンケートでは、シラバスに対する満足度は、特に博士後期課程において高くない。これは、博士後期課程では専門化が進み、授業を自由に選択する場面が少ないことと関連することも考えられるが、大学院学生にとっても、満足度の高いシラバスが有効に活用される取組が引き続き必要である。

これらのことから、更なる改善が望まれるが、おおむね適切なシラバスが作成され、利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

専門職学位課程を除くすべての研究科において、教育方法の特例を活用して昼夜開講及び土曜開講による授業を実施している。このうち教育学研究科、社会文化科学研究科、医歯薬学総合研究科、保健学研究科では長期履修制度を導入しており、社会人学生等に配慮している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科とも、入学時に指導教員と研究テーマを決定し、研究指導計画書を活用し関連する研究指導を行っている。在学期間を通して研究室に配属させ学位論文に係る指導を行っている。さらに、複数指導教員による研究指導を実施し、全研究科で「研究指導計画書」が導入され、ポートフォリオ形式の大学院学生教育指導カード「e-GRAD」も活用されている。また、TAやRAを積極的に活用して、学際性・協調性の涵養を行うとともに、国際学会での発表を促し、その助成を行っている。

研究倫理教育の一層の強化を図るため、CITI Japan プロジェクトの e-learning 教材の利用を推奨するなどの取組を、一部の研究科を除き行っている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院全体の学位授与方針を課程ごとに定めている。

修士課程・博士前期課程については、「修士論文などに纏めた研究成果が各研究科の定める学位授与の水準を満たしていることに加え、高度な専門知識を修得の上、特定の課題についての研究を遂行する能力を身につけるとともに、関連の諸課題に的確に対処しうる思考力と行動力を備えている者に対して」、博士後期課程・博士課程については、「自らが研究課題を探究して実施した研究を博士論文に纏め、その研究成果が学術的創造性に富み、且つ各研究科の定める学位授与の水準を満たしていることに加え、自律した研究遂行能力と相応の広い学識を修得している者に対して」、専門職学位課程については、「定められたカリキュラムに沿って高度専門職業人としての必要な能力を獲得した者に対して」、それぞれ該当する学位を授与することとしている。

各研究科においてもそれぞれ学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準を研究科・課程ごとに定め、便覧、シラバス等で学生への周知を図っている。法務研究科、教育学研究科の専門職学位課程においては、学年末等に作成された一覧表に基づいて、教授会又は運営委員会において成績評価、単位認定が適切であることを確認している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

各研究科規程に定められた成績の評価基準及びシラバスに明示された科目ごとの成績評価基準により、成績評価及び単位認定は各授業担当教員が実施している。

平成 25 年度前期の各研究科（修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程）の科目ごとの平均点（履修者 10 人以上の授業）は、全体では 83.9±6.2 点であった。グレードポイント（GP）が A と A+ の学生の履修登録者に対する割合は、法務研究科を除く全体で 82±19% であった。これらの結果は教育開発センター教育評価専門委員会にて確認し、研究科長等とも情報共有されているが、個々の教員に対してフィードバックすることは行われていない。

また、成績評価に対する異議申立て制度は定められていないが、平成 27 年度中に定めることが検討されている。

これらのことから、情報の共有の観点からは不十分な部分があるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

すべての研究科において、学位授与方針に基づき大学院学則、研究科規程として学位論文評価基準、修了認定基準が定められ、学生には便覧やウェブサイトを通して周知が図られている。また、研究科ごとに審査に至るプロセス等審査体制の構築が定められ、公表している。審査は、学位規則に則り実施され、その結果は学位論文審査要旨として公表している。さらに、審査及び試験に合格した学生の学位論文は法人文書として保存管理されるほか、博士論文は岡山大学リポジトリとして保存公開されている。

専門職学位課程においても、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知が図られており、その基準に従って修了認定が行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし、特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学習できる教育課程として、MP（マッチングプログラム）コースを設定している。
- 平成24年度から、「生殖補助医療技術キャリア養成特別コース」を開講し、それをさらに全学組織の生殖補助医療技術教育研究（ART）センターへと整備・発展させ、体系的に胚培養士を養成する高等教育課程を構築している。
- 将来、グローバル人材として活躍したい学生を対象に、自分自身の学部にも所属したまま、語学教育や教養教育、専門教育において特別に学習サポートを受けるコースとして、グローバル人材育成特別コースを設定している。
- 語学能力を伸ばす工夫として、平成25年度から、教養教育科目、英語の必修時間数を倍増させたほか、インターネットを活用した英語学習用オンライン教材を英語授業に取り入れるなどして、TOEICのスコアが向上するなどの成果を得ている。
- 中国の6大学との間で、博士前期（修士）課程の双方向学位制度と授業の単位修得を目的とする短期留学制度からなる岡山大学・中国東北部大学院留学交流ONECUSプログラムが構築されている。
- 文部科学省の特色GPに採択され、支援期間終了後も取組が継続されているものとして、平成19年度採択された医学部医学科の「医学における知の創生現場実体験プログラム」が、医学部医学科3年次生の必修科目として継続されているほか、平成16年度採択された工学部の「日本語力の徹底訓練による発想型技術者育成」が、支援期間終了後、副専攻MOTをコミュニケーション教育コースに改変し、「技術文章学」等の科目を継続的に実施している。
- 文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成事業」に平成24年度に採択された「脱ガラパゴス！—医学教育リノベーション—」事業では、医学教育リノベーションセンターを設置し診療参加型臨床実習を積極的に推進しているほか、カリキュラムの見直しを行い、臨床実習実施週数72週を確保している。

- 文部科学省の現代GPに平成 19 年度採択された「晴れの国より巣立つ水環境スペシャリスト～地域資源「児島湖」をモデルに持続性の高い環境社会の構築を追究する実践型環境教育プログラム～」は、支援期間終了後も、モチベーションの高い学生の育成を目的とする「実践型水辺環境学及び演習 I・II」「GP特別コース」の提供を継続し、さらに、支援期間中に設置した、タイ国カセサート大学との「岡山大学・カセサート大学国際実践型環境教育プログラム（GP特別コース）」を、平成 25 年 3 月に、5 年間延長している。
- 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」に平成 21 年度に採択された「総合大学が担う特色ある教員養成の質保証」事業では、全学教職課程を一元的に管理運営する教師教育開発センターを立ち上げ、課程認定学部の協力の下、全学教職課程学位授与方針、学位授与方針を反映したコア・カリキュラム、WEB教職実践ポートフォリオ等を構築した。支援期間終了後も全学生利用可能な教職相談室やスクールボランティアビューロー、教職情報の提供サイト「岡大教職ナビ」を開設するなど、全学教職課程の改善と充実に努めている。
- 文部科学省「理数学生育成支援事業」に平成 23 年度に採択された「先取りプロジェクト研究を中心にするフロンティアサイエンティスト育成プログラム」事業では、科学知識のみならず科学倫理やコミュニケーション能力等を身に付け、直面する新しい問題の最前線で活躍できる科学者の育成を目的として「フロンティアサイエンティスト特別コース」を設置している。
- 平成 26 年度文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援」事業に「PRIMEプログラム：世界で活躍できる『実践人』を育成する！」が選定され、学生の個性と自主性を伸ばさせ、グローバルに活躍できる人財の輩出を目指している。
- 環境生命科学研究所で独自に設置した「岡山大学・フェ大学院特別コース（博士前期課程）」では、コース修了後、大使館推薦等で博士後期課程に入学する学生が増えており、ベトナムの人材育成に貢献している。また、「アジアの持続的生物資源開発と保全を促進する指導者養成プログラム」が、JENESYSプログラムに採択され、参加した短期留学生の一部が大学院に進学している。これらの取組が高く評価され、平成 25 年度文部科学省「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に「ASEAN諸国におけるグリーンイノベーション推進人材養成プログラム」が採択されている。
- 医歯薬学総合研究科では、平成 21 年度に「ARTプログラム（先進医学修練プログラム）による医学研究者育成」が文部科学省の大学院GPに採択され、卒後臨床研修と大学院を両立させて効果的に人材育成を行う事業を確立した。全国 13 大学が本プログラムをひな型にして研究医育成プログラムを策定・実施するなど、日本の医学研究者育成モデルとなっており、支援期間終了後も学内プロジェクトとして継続実施している。
- 文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に平成 23 年度採択された「岡山大学キャンパス・アジアー東アジアの共通善を実現する深い教養に裏打ちされた中核的人材育成プログラム」は、岡山大学、吉林大学（中国）、成均館大学校（韓国）の 3 校が留学生の相互派遣と相互交流を行うことを通じて次世代の優秀な人材を育成するプログラムであり、3 校が協力して、アジア共通の価値観形成と次世代の中核人材育成を目指している。
- 教育学研究科において、平成 19 年度に文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に「真に課題解決能力を育てるカリキュラム開発—地域協働学校と教職大学院のコラボレーション—」事業が採択されたのを機に、実践的指導力を育成するカリキュラムが整備され、一般財団法人教員養成評価機構による専門職大学院（教職大学院）認証評価においても、「大学・教育委員会・学校の連携体制が恒常的に機能している」との評価を得ている。

- 文部科学省「教員の資質能力向上に係る先導的取組支援事業」に平成 25 年度に採択された「学校、教育委員会及び教職大学院の三者の協働による学校のリーダー養成のための実習カリキュラム開発の研究」事業では、教育学研究科教職実践専攻で平成 23 年度から現職教員学生に必修とされている実習を効果的なものとするために、学校・教育委員会・教職大学院の三者が協働しながら学生の指導に当たることに取り組んでいる。
- 平成 25 年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に、岡山大学と地域医療機関・自治体が連携してリサーチマインドと優れた臨床能力を有した総合診療医を育成することを目的とする「地域を支え地域を科学する総合診療医の育成」事業が採択されている。
- 文部科学省「産学連携による実践型人材育成事業」に平成 18 年度に採択された「エンジニアリングデザイン能力の育成プラン」は、5 年間の支援期間において協力企業との連携が強化され、支援期間終了後も、「実践的キャリア形成演習」及び先進基礎科学特別コースの「課題調査・課題解決インターンシップ」へと発展させ継続実施している。
- 平成 19 年度文部科学省の「大学院教育改革支援プログラム」に採択された「医療系大学院高度臨床専門医養成コース」事業では、医歯薬学総合研究科に高度臨床専門医養成博士課程を確立することを目的としており、研究科の履修コースとして「臨床専門医コース（医学系）」及び「臨床専門医コース（歯学系）」を開設して、3 年間の支援期間終了後も継続的に実施している。
- 平成 20 年度文部科学省の「大学院教育改革支援プログラム」に採択された「アジア環境再生の人材養成プログラム」は、21 世紀 COE プログラムから培ってきた教育・研究基盤を活かし、アジアの環境再生に向けて国際的にリーダーシップを発揮できる人材の養成に取り組んだもので、「アジア環境再生特別コース」が、支援期間終了後も継続して実施されている。

【改善を要する点】

- 成績評価の異議申立て制度が定められていない。
- 大学院課程のシラバスの記述内容をより充実させ、学生にとって有効に活用される全学的な取組が必要である。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

過去5年間における各学部の標準修業年限内で卒業した者の割合は全体として85.1～86.5%となっており、「標準修業年限×1.5」年以内で卒業した者の割合は、過去5年間の平均で90%以下の学部がない。過去5年間における大学院修士課程・博士前期課程と博士後期課程・博士課程における標準修業年限内で修了した者の割合は、それぞれ88.7～91.8%、37.6～43.7%となっており、一方「標準修業年限×1.5」年以内で修了した者の割合は、それぞれ90%前後、50%前後となっている。

卒業率・修了率の年次推移、早期卒業者数、医歯薬・保健学系学部における卒業が受験要件となる国家試験の合格率（過去5年間で医師88.7～96.9%、看護師98.8～100%、保健師94.3～100%、助産師50.0～100%、診療放射線技師81.6～100%、臨床検査技師86.7～97.7%、歯科医師79.3～96.4%、薬剤師83.8～97.5%）、その他各種の国家試験合格率、教育職員免許状の取得状況（平成24年度は延べ891人が取得）、教員養成課程の教員採用率（過去5年間で64.0～73.6%）、博士の学位取得者数、大学院学生の研究成果の受賞事例等を評価指標とするならば、ほとんどの学生は求められるレベルの知識・技能・態度等を身に付けて卒業（修了）していると判断される。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業予定者を対象に毎年度実施しているアンケートの結果では、大学教育全般について、例年80%を超える者が「満足している」と回答し、「専門的な知識・技能」を当該大学で獲得したと考える者も80%を超えている。肯定的な回答をした学生の割合は経年的に漸増しており、教育の改革・改善が順調に進んでいることをうかがわせる。

一方、平成25年度に大学院学生を対象に実施した大学院課程に関するアンケートでは、修士課程及び博士前期課程に在学中の学生の、大学院教育に関する満足度は満足、やや満足を合わせて60%、博士後期課程及び博士課程の学生の満足度は、44%であった。アンケートは試行的なものであり、今後の検証を要する。

これらの学生からの意見聴取の結果から、大学院課程に関しては今後の検証を要するものの、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学部卒業生、大学院修了生ともに高い就職率を達成しており、平成 24 年度の就職希望者における就職率は学部卒業生においては 94.8%、修士課程・博士前期課程修了者においては 92.9%、博士後期課程・博士課程修了者においては 86.6%であった。学部卒業生・大学院修了者の産業別就職状況は多岐にわたるが、おおむね学部・研究科とのつながりの深い分野に就職している。特に、教員養成課程における教員採用率は良好である。医歯薬・保健学系の各学部では、卒業生の多くが臨床研修を開始するか、免許の必要な職に就職するか、大学院進学を果たしている。理工系学部では、卒業生の半数以上が博士前期課程を修了後に就職するが、その就職先は、首都圏及び関西の大企業が多くを占めている。

これらの卒業（修了）後の進路等の実績から、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 21 年度に実施した学部卒業生・大学院修了生への聞き取り調査では、学部卒業生においては一般教養科目に対する不満や、語学学習についてのネガティブな評価、大学院修了生においては教員の指導力不足や就職活動に対するサポート不足であるとする評価もあるものの、多くの卒業（修了）生が大学（大学院）教育に対して高い満足度を覚えている。

また、就職先企業の採用担当者に対して同時期に行った聞き取り調査においても、大学（大学院）教育に関する評価は「教養を十分に身に付けている」「バランスがよい」「理系学生の専門性が高い」「社会で通用するカリキュラムを受けている」等いずれも良好であった。これらの調査は、インタビュー形式で 1 人 40～50 分程度をかけて聞き取りを行っており、そのすべてを記録した精緻なもので信憑性が高い。また、対象企業数を大幅に広げて（回答数 320 社）別途行った企業アンケートにおいても、前述の聞き取り調査と共通の結果として、当該大学の卒業（修了）生は「専門知識がある」「基本的な知識を身につけている」ことが認識されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準 7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、津島地区、鹿田地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は津島地区が 509,441 m²、鹿田地区が 132,127 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、津島地区が 197,247 m²、鹿田地区が 88,924 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校地には、講義室、研究室、実験・実習室、演習室等教育研究環境を整備し、そのほか教育研究活動を効果的に行うために附属図書館、附属学校・園等の附属施設を設置し、教育課程に沿って授業や学生の自主学習で活用できるよう整備している。

また、キャンパスマスタープランに沿って、計画的な改修・耐震補強整備を行うほか、ユニバーサルデザインを意識したバリアフリー化、安全・安心を意識した各地区への防犯カメラ設置等、障害のある学生も健全な学生も、ともに安全に過ごすことができるよう整備を行っている。

さらに、国際的な研究・教育拠点「美しい学都」実現に向けて、学長を委員長としてキャンパス将来構想検討委員会を立ち上げ、平成 24 年 3 月に施設整備の基本的方針となるキャンパス整備大綱を策定した。老朽化した施設や基幹設備の現状を適切に把握し、安全性の観点から非構造部材の耐震対策等、緊急性の高い施設の改修や、老朽化により脆弱となった基幹設備の更新について優先的に整備を推進するなど、安全性と機能性の確保に配慮した更新、維持管理が計画的に実施されている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

情報統括センターの管理・運営の下、通信速度の高速化、基幹装置、伝送路の二重化による可用性の向上、ユーザ認証とファイアウォールを組み合わせたセキュリティ強化等、最新の機能を統合した新しいキャンパス情報ネットワーク (ODnet2010) を整備している。また、学外からでも学内限定の情報サービスが利用できる接続機能 (SSL-VPN) を整備し、場所を選ばず学内と同じサービスが提供されている。

情報統括センター、一般教育棟及び各学部情報実習室等には、教育用パソコンが設置され、時間割に沿って授業で活用されている。キャンパス情報ネットワーク、無線 LAN 等の配備により、授業内外でのインターネット接続環境が適切に整備されている。特に無線 LAN 増設については学生からの要望が多く、平成 25 年度末においては、アクセスポイントを 330 か所設置している。セキュリティについても、セキュリティ対策ソフトの無償提供等、教職員及び学生が安全に利用できるよう整備されている。

主要な情報機器を管理している情報統括センターでは、ICカード・静脈認証による入退出管理、監視カメラの設置等、物理的なセキュリティ対策に加えて、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に則ったセキュリティ対策を実施し、平成25年12月に国際規格「ISMS（ISO27001）」の認証を受けている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、津島地区の中央図書館と鹿田地区の鹿田分館、倉敷地区にある資源植物科学研究所分館の3館から構成され、蔵書及び雑誌は、教育研究に必要な図書が適正な構成を維持するよう効率的に収集し、日本十進分類法に基づいて系統的に収集・整理している。収集された図書資料は、平成24年度統計で年間延べ約72万人（平成21年度比約1.3倍）の教員、学生及び一般市民等に利用されており、貸出冊数は、年間100,000冊を超えている。さらに、池田家文庫等貴重資料のデジタル化、電子ジャーナル及びデータベースも整備され、質の高いサービスが提供されている。

学生の主体的な学びを確立させるため、多文化・異世代・異分野の人材が集える場を提供することを目的に、平成26年度に改修工事が行われた中央図書館では、開館時間を23時まで延長、試験期間中の平日朝8時からの早朝開館の試行、授業期間中の休館日廃止・祝日開館による年間10日拡充措置が行われ、鹿田分館では24時間利用可能な体制としている。また、中央図書館と鹿田分館間の相互返却サービスの開始、語学学習コーナーの充実、CNN放送視聴設備の設置、貸出状況照会・貸出延長等マイライブラリ（ウェブ）機能の追加・充実、タブレット型端末機の館内貸出等、利用者のニーズに応える環境整備に努めている。さらに、利活用しやすい図書館を目指して、新入生オリエンテーション、データベース講習会、文献入手講座入門等の事業を目的に合わせて定期的に開催している。懇談会を通じた利用者からの意見収集による環境整備にも取り組んでいる。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館内では演習室、グループ学習室及び共同研究室が、情報統括センターでは情報実習室が授業及び学生の自主学習等でも利用されている。一般教育棟及び大学会館では、「Waku2スクエア1・2」や言語カフェ「L-café（エル・カフェ）」が学生の自主学習等でも利用されている。特に、平成25年度に開設されたソーシャルラーニングスペース「L-café（エル・カフェ）」は、授業時間外の外国語自主学習を促進させ、英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語及び日本語によるコミュニケーション力育成のための場として機能するとともに、留学生と日本人学生の交流を深める場としての役割を果たしている。また、各学部・研究科では、自主学習室のほか、授業が行われていない講義室が利用されるほか、研究室等が学生の自主学習の場となっている。

自主学習室の活用を促すため、大学案内、キャンパスブック等の冊子や、学習支援スペース、情報統括センター施設案内等の情報を大学ウェブサイトで広く公開している。また、学生から自主学習室充実の要望を取り入れて機能の充実に努めている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生には、入学式以前に学部別（医学部のみ学科別）オリエンテーションを実施し、学生便覧に基づき、授業の履修登録の方法、卒業要件等について説明している。説明担当教員に対しては、教育開発センターFD部門主催の研修会を開催している。また、学生・教職員教育改善専門委員会主催で新入生を対象とした学生主導の履修相談会を実施している。平成26年度は新入生の約80%が参加し、アンケートでは回答者のうち93%が役に立ったと回答している。

入学式後には、各学部で大学における学習や生活全般に関するオリエンテーションを行い、その後も必要に応じて学年・コース別のガイダンスや専攻・ゼミ選択のガイダンス等を実施している。

大学院においても、入学式後に、学生便覧に基づきオリエンテーションが行われているが、新入生の在りようが多岐にわたるため、各専攻単位でより詳細なガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

教員への学習相談の方法は、学生便覧やオリエンテーションを通じて周知を図り、直接訪問だけでなく電子メールや電話での相談にも柔軟に応じている。「キャンパスブック（学生生活ガイド）」には、学生支援センターで修学上の悩み相談が行えることも記載しており、学生相談室では学習に関しても多くの相談に応じている。

授業評価アンケート、各種アンケート、意見交換等を通じて学生からの意見聴取を行っている。特に学生・教職員教育改善専門委員会は、学生と教職員が一体となって活動しており、学生の意見を取り入れた学生発案授業を提案し、平成24～26年度は教養教育科目として5つの授業を開講している。また、「大学入学後における学習上の問題に関するアンケート調査」を実施し、その分析結果を踏まえ物理、化学、生物、数学の補習授業を行うことによって、基礎知識が不足した学生の就学上の困難を取り除いている。また、各教員はオフィスアワーを設定している。

留学生に対しては、国際センター及び言語教育センター日本語系で支援を行うほか、授業時間外活動の場であるL-café（エル・カフェ）、さらに留学生支援ボランティアWAWAによる学生同士での支援もなされており、平成25年度には、募金活動やチュートリアルサービス、留学生家族のための日本語教室（毎週水曜）のほか、ウェルカムパーティー等年6回の交流活動が行われている。

障害のある学生に対しては、学生支援センター障がい学生支援室が設置されており、ノートテイク等のバリアフリーサポーターの募集を行うなどの支援を行っている。社会人学生に対しては、昼夜開講制度や長期履修制度を取り入れるなどの支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動、サークル活動等を支援する組織として校友会を設置し、校友会と学務部学生支援課等

が連携し、課外活動の活性化を支援している。平成23年度からは、キャリア開発センター正課外活動支援部会が設置され、文化体育活動支援体制の強化を図った。平成25年度からは、校友会の運営体制を見直し、従前は独立して運営する形態となっていた各分局及び文化会・体育会の予算管理が大学として統一的に決定される体制となり、予算面での長期的視野に立った正課外活動施設の充実化計画の立案が可能となるなど、より充実した正課外活動支援の可能性が広がっている。

学生の正課外スポーツ、正課外文化活動の振興を図るため、各種の表彰制度も整備されている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活実態調査の結果、学内に設置している意見箱や「何でも相談窓口」を通じて学生の要望を把握している。平成18年度には学生支援センターを設置し、学生生活支援部会と学生生活活動支援部会を配置して学生に対する支援の充実を図っている。また、学生支援に関する各種相談窓口をキャンパスマップで分かりやすく公表している。

学生支援センター学生相談室には、相談員のほかに、所定の養成プログラムを修了した学生をピア・サポーター（学生支援員）として学生相談室長が委嘱する制度も導入している。また、キャリア開発センターを設置し、キャリアアドバイザーや4人の専任教員を配置し、進路・就職相談に対応しているほか、年間を通じて就職セミナー及びガイダンスを実施するなど、キャリア支援についても力を入れている。

保健管理センターでは、年間を通じて健康診断、外来における健康相談、診療及び健康教育等を実施している。近年は発達障害等を専門分野にする教員を増員し、メンタルヘルスキアの充実が図られている。

留学生に対しては、国際センター留学生指導・支援部門が相談窓口となっている。さらに、チューターが生活に関する支援を行うと同時に、センターの教員と学生で留学生支援ボランティアを組織し、きめ細かい支援が行われている。また、学生支援センター障がい学生支援室が障害のある学生に対する支援や啓発活動を行うほか、快適な学生生活を送ることができるよう学内施設のバリアフリー化が進められている。

ハラスメント防止については、ハラスメントの防止等に関する規定に従って、専任の教職員が配置されたハラスメント防止対策室が防止対策を構築し、相談窓口となるとともに、各部局に相談員を委嘱している。また、各部局に相談員が配置され、所属学部等に関わらず、どの相談員にでも相談できることを明示し、気軽に相談することを促している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

奨学金及び入学科・授業料免除については、従来からの経済支援型の入学科・授業料免除、日本学生支援機構奨学金等の奨学金に加え、大学独自の新生対象の成績優秀学生への奨学金や大学院学生の国際学会出席を支援する研究奨励金制度及び各種授業料免除制度による支援も行われている。その広報・募集等は、一般教育棟、各学部の掲示板、ウェブサイトの掲示板、入学案内等で通知されている。受給者は、規程に基づいて学業成績、収入等について適切な審査を行った上で決定されている。平成24年度の入学科免除者は学士課程で全額免除が3人、大学院課程で半額免除が76人である。また、同年度の授業料免除者は

岡山大学

学士課程で全額免除延べ1,201人、半額免除延べ29人、大学院課程で全額免除延べ900人、半額免除延べ17人、養護教諭特別別科で全額免除延べ2人である。平成24年度の奨学生は、学士課程で3,316人、大学院課程で483人、特別支援教育特別専攻科で1人、合計3,800人である。

学生寮として定員108人の女子学生寮が整備されている。安価な寄宿料で利用でき、毎年度28人程度の新規入居応募を行っている。また、定員190人の留学生寮も整備されている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成25年度に開設されたソーシャルラーニングスペース「L-café（エル・カフェ）」は、授業時間外の外国語自主学習を促進させ、英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語及び日本語によるコミュニケーション力育成のための場として機能するとともに、留学生と日本人学生の交流を深める場としての役割を果たしている。
- 在学生が主導して毎年度実施している新入生履修相談会は、履修や単位取得等について、学生の目線で分かりやすい説明を受けることができる場として、各年度とも、新入生の大半が出席しており、新入生から高く評価されている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

企画・総務担当理事の下に置かれた評価センターは、各種自己評価や第三者評価に関する企画立案や総合調整、評価結果の分析と改善策の提言等を行うとともに、評価を踏まえた提言をまとめて改善を促し、また、教育の取組状況や学習成果に係る諸情報を管理・分析している。大学機関別認証評価に際しては、評価センターに教育開発センター副センター長が座長を務める認証評価ワーキンググループを設置することによって、教育に関する質保証の状況が自己評価に反映できる体制としている。

教育開発センターは教育に関する各種のアンケートを実施し、各種学務関連資料を収集することによって、機関別認証評価における基準、観点に則して教育の状況を分析し企画・総務担当理事の下に置かれた評価センターに報告している。

教育開発センターに学士課程教育構築専門委員会を設置し、学士課程全体の教育の質の向上・改善を図るとともに、同センターに所属するファカルティ・コーディネーターによって、学士課程全体としての改善の取組と各教育課程における改善の取組との調整が図られている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取のため、平成 10 年度から Semester ごとに授業評価アンケートを実施している。同アンケートは継続的に改善が重ねられており、アンケート結果の一部を教員活動評価に活用するなど教育の質向上のツールとして定着している。

また、授業評価アンケート以外にも、教育開発センターにおいて、新入生アンケート及び卒業予定者アンケートを実施している。加えて、大学院学生アンケートを実施し、大学院課程における教育の現状について課題を集約している。

教育・学生支援機構教育開発センターのFD委員会が中心となり、毎年度実施している全学教員研修「桃太郎フォーラム」の分科会において、各部局の教員が教育上の課題について討議しており、分科会で討議した内容は、FD委員会及び教育開発センターにフィードバックされ、授業評価アンケートの改訂等、全学の施策に反映されている。

教育に関する教職員の意見は、教授会や学務・学生支援に関する各種委員会や、FD委員会において実

施されるアンケートによって把握されている。また、学長と若手教職員との意見交換をする場を設け、聴取した意見を大学運営上の参考としている。さらに、意見箱、常設意見受付サイト等、多様な方法で意見募集も行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学士力構築の基礎資料とするため、卒業（修了）生を受け入れている企業を対象にした詳細なインタビューを行い、客観的なデータを収集している。その後、より多数の企業に対してアンケートを実施し、卒業（修了）生に身に付けて欲しい能力要素等について意見を聴取している。各部局においても、学外の企業や団体、高等学校等と連携して活動し、意見の収集、活用に努めている。全学の同窓会組織も充実させ、卒業生からの意見収集にも取り組んでおり、高等学校関係者との意見交換も継続的に行われている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育・学生支援機構教育開発センターのFD委員会が中心となり、全学教員研修「桃太郎フォーラム」、新任・転入教員研修会等を毎年度開催し、FD活動に全学で取り組む体制が整備されており、組織としてFD活動が展開されている。また、学生・教職員教育改善専門委員会が平成13年度から活動しており、「学生参画型FD」活動を推進し、教育改善の成果を積み上げている。さらに、学生による授業評価アンケートの評価結果を組織的に対応することに加え、教員活動評価と連携させて実質的な改善を促す体制を整えている。

各部局では、全学の対応に加えて教務委員会、FD関係の委員会を設置して学部固有のFDやピアレビューに取り組んでおり、学部全体としての教育の質の向上や授業改善を実践している。いくつかの学部・研究科では教育貢献賞やベストティーチャー賞等の授与を通じて、個々の教員の主体的・継続的な改善を促進している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務系・技術系職員を対象に種々のスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）に取り組んでいる。また、教員研修にSDも組み入れるなど、教員と職員が一体となった教育改善も推進している。教務系事務職員を全国規模の研修に参加させているほか、農学部、工学部等では独自の技術系職員の研修会・講習会等も毎年度開催している。

教養教育担当のTA及び指導教員に対する組織的な研修も年2回、定期的に行っており、平成25年度には45人が参加している。ピア・サポーター、スチューデント・ティーチャーといった教育支援者にも研修等が実施されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学内の正式な委員会として組織された学生・教職員教育改善専門委員会により、学生が継続的にFD活動に参画する体制を構築している。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 128,985,852 千円、流動資産 15,365,008 千円であり、資産合計 144,350,860 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 45,934,733 千円、流動負債 15,944,785 千円であり、負債合計 61,879,517 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 9,319,912 千円、長期借入金 16,450,662 千円の用途は附属病院の施設及び設備整備であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 4,943,757 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部とし

て、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。これらの計画は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用62,270,811千円、経常収益61,872,068千円、経常損失398,743千円、当期純損失711,912千円であるが、目的積立金58,291千円を取り崩すことにより、当期総損失653,621千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金5,028,022千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、年度計画として文部科学省に届けた予算、収支計画及び資金計画、並びに予算編成の基本方針に基づき、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が配分方針を決定している。また、全学経費について大学機能強化戦略経費を設け、大学の目標実現のための重点分野に8つの「戦略経費区分」ごとに公募することにより、「予算の見える化」と、学内の競争的環境の創出による教育及び研究の活性化とガバナンス強化を目指している。

また、施設については、学長が委員長を務めるキャンパス将来構想検討委員会の議論を踏まえ、中長期的な施設整備の基本方針となる施設整備に関するマスタープラン（案）を策定し整備され、設備については、教育研究プロジェクト戦略本部において研究担当理事を中心に取りまとめる設備マスタープランに基づいて、適切に整備されている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、会計監査人と学長を含む監査報告会の議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、法人会計全般の監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を持つ法人監査室が内部監査規程に基づき、会計の監査を含む業務監査を実施している。

また、監事、会計監査人、内部監査課が定期的に意見交換等を行う等、連携して業務に当たっている。

なお、監事が行う監事監査と法人監査室が行う内部監査は、一部を除いて共同して実施されている。それぞれの監査目的により監査内容の明確な区分を行うことが必要である。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員会、経営協議会及び教育研究評議会が管理運営のための組織として設置されている。学長のリーダーシップの下、6人の理事が担当の事務組織の業務をそれぞれ統括する体制が整えられている。監査業務は、独立組織である法人監査室が担っている。

事務組織は、各理事の下に業務を遂行する6部（総務・企画部、学務部、研究交流部、安全衛生部、財務部、施設企画部）を置いており、配置されている事務職員はそれぞれ45人、33人、14人、13人、42人、23人である。

また、災害、事件、事故等の危機管理等に係る体制の整備については、危機管理指針を定めて、安全衛生部が担当しており、安全衛生集中講習会、化学物質講習会等の開催、総合防災訓練、化学物質管理状況監査を実施している。情報の危機管理業務は、情報統括センターが担当しており、情報セキュリティセミナーの実施や標的型不審メール訓練の実施及びe-learning等による啓発活動等を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズに関しては、学生・教職員教育改善専門委員会が把握され、学生と教職員が一体となって改善や新規取組の提案が行われている。学長と学生・若手教職員との対談の一環として、学長と学生の対談、学長と若手教員の対談が年2回実施され、そこで出された要望は各担当に伝達され改善が検討されている。これまでに意見やニーズが管理運営に反映された例としては、シラバスの改善や図書館の開館時間の再延長等が挙げられる。また部局と執行部の課題共有のための意見交換会も行われている。

学外関係者からのニーズについては、経営協議会等の場で学外委員から様々な提言を受け、役員会等で大学の運営方針等に反映されている。そのほかにも、県内の高等学校長との懇談会を実施して要望等を聴取し、管理運営の参考としている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

業務の適正かつ効率的な運営の確保及び会計経理の適正を期することを目的として監事（常勤監事1人、非常勤監事1人）が置かれ、監事監査が実施されている。重点的に監査するテーマが毎年度設定され、監査計画を作成した上で協同監査として実施され、結果は監査報告書としてまとめられている。また、監事は、管理運営に係る重要な会議に出席し、状況を確認するほか、必要に応じて意見を述べている。

さらに、法人監査室が設けられ、業務に関する内部監査を担っている。監事が行う監事監査と法人監査室が行う内部監査とは重複する監査内容も多いという理由で、共同して監査を行っており、共同で監査報告書を作成している。このことは内部監査の独立性の担保という点で問題がある。

これらのことから、内部監査の独立性が不十分であることを除けば監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

主に役員・部局長・事務職幹部を対象として、1泊2日の部局長等合宿セッション、役員・部局長向け講演会（勉強会）が実施されている。事務職員の人材育成については、その手法を「人材育成のガイドライン」として明文化するとともに、事務組織の各業務分野を遂行するために必要な知識や勉強すべき事柄を「キャリアガイド」として職員に周知を図っている。また、事務職員の役割について「事務職員のミッション」を掲げ、人材育成として職階別にキャリアアップと求められる能力を整理し、職階別研修を実施するとともに、各種分野別研修を計画的に実施している。さらに、平成24年度から職員の自己研鑽型能力開発の取組として「若手職員塾」が行われており、大学職員に求められる4つの能力・役割を設定し、1年を通して実施されている。また、国立大学協会の大学マネジメントセミナー等、学外の研修等にも管理運営に関わる職員を積極的に参加させている。平成25年度においては、115件の学外の研修等に延べ226人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

管理学則及び自己評価規則に基づき、企画・総務担当理事の下に置かれた評価センターが、自己点検・評価に必要な資料・データの収集・保管・分析、自己評価の実施を含め、大学機関別認証評価をはじめとする第三者評価への対応、改善策の検討等、評価全般に関する業務を実施している。自己評価の企画・立案及び実施に関する総合的な任務の責任は学長にあり、評価センターのセンター長がその任務を代行している。

評価センターには、専任教員を配置するとともに、その他の教員、職員が協働して必要な作業を実施する体制となっている。各部局では副学部長を評価担当者、総務担当職員を情報マネージャーとして責任を分担して、評価センターと連携して自己点検・評価を実施し、その結果を共有している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

当該大学は大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を平成19年度に、日弁連法務研究財団による専門職大学院（法科大学院）認証評価を平成25年度に、教員養成評価機構による専門職大学院（教職大学院）認証評価を平成24年度に受けているほか、平成21年度に中期計画の認可を受けている。工学部の機械工学科、システム工学科、電気電子工学科が平成14年度に、環境理工学部の環境デザイン工学科、環境管理工学科が平成16年度に、JABEEの評価認定を、薬学部薬学科が平成25年度に薬学教育評価機構の評価認定をそれぞれ受けている。

これらはいずれも自己評価書を作成し、それを基に第三者評価を受ける方式である。医学部医学科では、世界医学教育連盟（WFME）の実施するグローバルスタンダードに基づいた分野別評価に向け準備を進めている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

第三者評価等の評価結果から明らかになった問題点については、評価センター等で分析・検証され、全学又は各部局で改善に資する取組が行われている。特に、業務の実績に関する評価（年度評価）については、年度計画の立案と推進のため、各担当部署での行動計画策定、中間検証、最終報告に対して、評価センター等で検証しその結果をフィードバックしながら、業務実績報告書として取りまとめている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「事務職員のミッション」を掲げ、人材育成として職階別にキャリアアップと求められる能力を整理し、職階別研修を実施するとともに、分野別研修を計画的に実施している。また、平成24年度から始まった自己研鑽型能力開発の取組「岡山大学若手職員塾」が先進的な活動を展開している。

【改善を要する点】

- 監事監査と内部監査が共同実施されており、業務監査報告書も合同で作成されているが、それぞれの監査目的により監査内容の区分を見直し、内部監査の独立性の担保に配慮する必要がある。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】
基準 10 を満たしている。
(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の理念・目的・目標は、ウェブサイト、大学概要、大学案内、学生便覧等により広く公表している。

また、学士課程及び大学院課程の教育理念、教育研究上の目的は、大学紹介冊子、学部紹介冊子等で周知を図っている。新入生、編入生、他大学卒業の大学院学生に対しては、履修時のオリエンテーション、新入学生ガイダンス科目において周知を図っている。さらに、教職員に対しては、毎年度開催する新任教員研修、新任・転入教員研修会、事務系新任職員研修及び新任非常勤職員研修等において、周知を図っている。

大学ウェブサイトは、リニューアル、ユーザビリティの改善、公表情報の充実を進め、「全国大学サイト・ユーザビリティ調査」（日経B Pコンサルティング）で高い評価を受けており、月平均のアクセス件数は約 483,500 件である。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

学士課程教育、大学院課程教育の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、一覧形式でウェブサイトに掲載されている。学生、入学志望者の立場に立って記述を統一し、3つの方針（ポリシー）の関連を解説するなど、内容の理解を容易にする工夫がなされている。

学生に対しては、履修の手引、学生便覧等の印刷物として配布するとともに、ガイダンス等で説明することにより、周知を図っている。また、大学案内、学生募集要項、学部及び大学院ごとの案内冊子等にも掲載し、関係教育機関、高等学校及び高等専門学校へ配布するとともに、入試説明会、出前講義、オープンキャンパス等において入学志望者や保護者等のステークホルダーにも周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等について各種冊子を配布するとともに、大学記者クラブでの記者発表、ソーシャル・ネットワーキング・サイト（SNS）、動画共有サービスの利用等により、積極的に情報を公表している。学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている事項、国立大学法人法に公表が規定されている事項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に公表が規定されている事項については、ウェブサイトを集約して「岡山大学の教育情報」「法定開示情報」及び「岡山大学データ集」として掲載・公表し、構成員、

岡山大学

社会人が容易に利用することが可能となっている。また、平成 24 年度に、海外向けウェブマガジン「Okayama University e-Bulletin」を創刊し、ウェブサイトへの掲載や世界の研究者に向けたメール配信を開始している。

さらに、国際的な研究者番号制度に大学として参加することによって、電子ジャーナル等における論文情報の検索を可能とするとともに、平成 22 年度から研究者の詳細な研究情報について、岡山大学情報データベースシステムと researchmap とのデータ連携を実現しており、教員の情報・研究成果を広く社会に公表し、情報等を検索可能にしている。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条で公開を義務付けられている各年度の財務諸表等は、ウェブサイトにて財務状況として掲載、公表するとともに、学内に紙媒体で参照可能としている。

大学の自己点検・評価及び認証評価結果、及び外部評価、専門職大学院認証評価等に関する情報は大学の評価センターのウェブサイトに掲載、公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ウェブサイトのリニューアル、ユーザビリティの改善、公表情報の充実を進め、「全国大学サイト・ユーザビリティ調査」で、高い評価を受けている。また、ソーシャル・ネットワーキング・サイトを平成 24 年から利用開始し、動画配信を充実させるなど、インターネット社会における情報の公開・周知を高いレベルで実施している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 岡山大学

(2) 所在地 岡山県岡山市

(3) 学部等の構成

学部：文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、環境理工学部、農学部

研究科：教育学研究科、社会文化科学研究科、自然科学研究科、保健学研究科、環境生命科学研究科、医歯薬学総合研究科、法務研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

別科：養護教諭特別別科

附置研究所等：資源植物科学研究所*、岡山大学病院

全国共同利用施設：地球物質科学研究センター*

*共同利用・共同研究拠点指定

関連施設(センター:セと略記)：評価セ、保健管理セ、環境管理セ、情報統括セ、教育開発セ、言語教育セ、スポーツ教育セ、防災安全・安心セ、学生支援セ、キャリア開発セ、若手研究者キャリア支援セ、アドミッションセ、国際セ、グローバル人材育成院、地域総合研究セ、教師教育開発セ、医療教育統合開発セ、自然生命科学研究支援セ、生殖補助医療技術教育研究セ、廃棄物マネジメント研究セ、埋蔵文化財調査研究セ

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 10,196名、大学院 2,919名、

専攻科 9名：別科 37名

専任教員数：1,273名、助手数：9名

2 特徴

本学は、昭和24年に、官立旧制岡山医科大学、官立旧制第六高等学校等を母体として、5学部を擁する新制の総合大学として設立された。現在11学部7研究科を擁する我が国有数の総合大学として発展を遂げている。これら学部・研究科は、新幹線「のぞみ」が停車するJR岡山駅から徒歩圏の2大キャンパスにあり、好適な教育・研究環境を備えている。

本学は、「高度な知の創成と的確な知の継承」を理念とし、目的である「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」実現のため、第二期中期目標期間では、国際的に上位な研究機関となることを指向すると共に、研究成果を基礎として、社会の多様な領域において主体的に活躍できる有為な人材を育成することを基本目

標としている。平成23年4月就任した森田現学長のリーダーシップの下、国際的な研究・教育拠点としての「美しい学都」を目指して〈森田ビジョン〉を掲げて大学改革に取り組んできた。

教育改革では、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」答申(平成20年)をうけて、教育における3つの方針(ポリシー)を、大学全体、全学部、全研究科で定め公表し、「学士課程教育構築システム(Q-cum system)」を独自に開発した。これにより、学生の学習成果(学士力獲得の状況)の可視化を実現するとともに、学生がディプロマ・ポリシー上の学士力を獲得するために、大学が適切な教育内容やカリキュラムを提供しているかを検証するツールとなっている。そのほか、国際バカロレア入試の導入と秋入学生の受入、教養英語の充実とグローバル人材育成特別コースの創設、L-café(エル・カフェ)の新設による語学の自主学習環境の充実等に取り組んだ。さらに、平成27年度科目ナンバリングの導入、平成28年度教養教育の新体制での実施に向けて大詰めの準備を進めている。

大学院レベルでは、自然科学研究科、環境生命科学研究科の改組を契機に、先進基礎科学特別コース、先進異分野融合特別コースを設け、さらに、若手研究者キャリア支援センターを新設した。

研究面では、2つの共同利用・共同研究拠点(*)を有し、「研究大学強化促進事業」支援対象機関、臨床中核拠点病院、革新的イノベーション創出プログラム(COISTREAM)サテライト拠点に採択されるなどリサーチ・ユニバーシティの陣容を整えた。これらを受けて、研究特区「グローバル最先端異分野融合研究機構」を創設し、国内外の卓越した研究者が集う「創造的国際学都」を目指している。

社会(地域)貢献の推進では、地域総合研究センターを新設して、学都研究の推進、まちなかキャンパス城下ステーションでの展開、国・地方行政に対するシンクタンク機能の発揮を通して、学生の実践知の育成を目指している。

国際化の取組としては、グローバル人材育成特別コース開設にともない、グローバル人材育成院を創設したほか、国際センターの改組強化を進めている。さらに、外国人留学生・研究者受入のため国際交流会館の新設、キャンパスアジア、アセアン大学連合(AUN)、エラスムス・ムンドゥス、ユネスコ・チェアへの参画に加え、英語による研究成果発信(e-Bulletin)の充実等に取り組んだ。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

一 岡山大学の理念、目的及び目標

本学の目的については、国立大学法人岡山大学管理学則第 10 条にて、「本学は、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、その成果を広く社会に提供することにより、世界文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。また、大学院の目的については、同学則第 53 条にて、「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは、専門職大学院とする。」と定めている。

これらを踏まえて、国立大学法人化に際して、本学の理念、目的、目標を以下のとおり定めている。

本学の理念 “高度な知の創成と的確な知の継承”（原文は敬体であるが、常体にて記載）

人類社会を安定的、持続的に進展させるためには、常に新たな知識基盤を構築していかなければならない。本学は、公的な知の府として、高度な知の創成（研究）と的確な知の継承（教育と社会還元）を通じて人類社会の発展に貢献する。

本学の目的 “人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”（原文は敬体であるが、常体にて記載）

本学は、「自然と人間の共生」に関わる、環境、エネルギー、食糧、経済、保健、安全、教育等々の困難な諸課題に対し、既存の知的体系を発展させた新たな発想の展開により問題解決に当たるといふ、人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築を大学の目的とする。このため、我が国有数の総合大学の特色を活かし、既存の学問領域を融合した総合大学院制を基盤にして、高度な研究とその研究成果に基づく充実した教育を実施する。

本学の目標（原文は敬体であるが、常体にて記載）

(1) 教育の基本的目標

本学は、大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させる。これまでの高度な研究活動の成果を基礎として、学生が主体的に“知の創成”に参画し得る能力を涵養するとともに、学生同士や教職員との密接な対話や議論を通じて、個々人が豊かな人間性を醸成できるように支援し、国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行う。

(2) 研究の基本的目標

本学におけるあらゆる活動の源泉は、先進的かつ高度な研究の推進にある。常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、国際的に上位の研究機関となるよう指向する。

(3) 社会貢献の基本的目標

社会が抱える課題を解決するため、総合大学の利を生かし、大学の知や技術の成果を社会に還元すると同時に、積極的に社会との双方向的な連携を目指す。

(4) 経営の基本的目標

研究、教育の目標を効果的に達成するため、大学に賦存する人材、財政、施設設備などの資源をトップマネジメントにより戦略的に利活用する。

なお、各学部、各研究科及び附置研究所・全国共同利用施設の目的については、別添資料Ⅱ—1に示す。

本学におけるこれらの基本目的の達成に向けて、第 2 期（平成 22 年度～平成 27 年度）中期目標前文において、次のように、文部科学大臣によって本学の基本的な目標等が定められている。

国立大学法人岡山大学中期目標（第2期：平成22年度～平成27年度）（前文抜粋）大学の基本的な目標等

岡山大学は、基本目的の達成に向けて、第一期中期目標・中期計画期間において、教職員の活動評価システムを整備し実施に移した。このことにより、大学の基本機能である、教育・研究・社会貢献はもとより管理も含めた業務を、効率的かつ的確に推進するための体制を確立した。第二期中期目標・中期計画期間においては、これを基盤として、国際的に上位な研究機関となることを指向すると共に、研究成果を基礎として、社会の多様な領域において主体的に活躍できる有為な人材を育成することにより基本目的を達成する。

社会を変革する原動力は学術研究成果により誘発される様々なイノベーションであるが、それを実社会に定着発展させるためには優れた人的資源の存在が不可欠となる。岡山大学は、我が国有数の総合大学として、学士レベルにおいては、個別領域における専門性のみならず自立した幅広い基礎的資質と能力を備えた人材を育成するために、各教育課程における学習成果の検証を伴う学士教育を実施する。

学術発展の歴史的経過を大観すれば明白なように、今後人類社会が必要とするのは、個別専門領域の深化だけではなく、異分野にまたがる学際性やその融合によって生み出される多様な新領域の創成である。岡山大学は、その特色である総合大学院教育体制を活用し、高いレベルの学際性・融合性を指向した研究を推進し、その成果を基礎にして様々な新しい学際領域において先導的な資質や能力を有する特色ある高度専門職業人を養成し社会の要請に応える。

二 森田学長が目指す岡山大学のあり方（森田ビジョン）

平成23年4月就任の森田学長が掲げる岡山大学像は、国際的な研究・教育拠点としての「美しい学都」であり、「学都」は都市・地域と大学との協力という形で具体化し発展させなければならないものであるとの考えを示している。教育については、次のように目指すところを示している（関連するウェブサイト①）。

1. 誇るべき伝統を生かした豊かな教養の涵養（原文は敬体であるが、ここでは常体にて記載）

岡山大学の母体である旧制岡山医科大学、旧制第六高等学校、岡山師範学校、岡山農業専門学校等の誇るべき歴史に学ぶとともに、岡山大学が有する社会文化科学、自然科学、生命科学、医療、環境学、教育学の各分野における優れた知力と伝統を生かしながら、豊かな教養と普遍的知性、科学的な思考をもつ学生を育てる。

2. 豊かで高度な専門的知識を有する学士、修士、博士の養成

岡山大学の総合大学院制度を活かして、学際・融合的な教育・研究を推し進めるとともに、それぞれの学問分野における学部と研究科の目的と役割分担を明確化し、学士、修士、博士の各段階において「知の創成と知の継承」を担う豊かで高度な専門知識を有する人材を養成する。

3. 気概ある人材の養成

今日の教育に最も必要なものとして気概の養成を挙げたい。どれほど豊かな教養と優れた専門知識があっても、それらの知識を自分の成長と社会、人類の発展に積極的に用いようとする気概がなければ、それらの知識は、無意味なものとなり、また困難な現実を打破することもできない。この気概の養成という教育課題を、地域社会の現実に大学が真剣に向き合うなかで達成したい。

また、森田ビジョンでは、今後、岡山大学を世界に向けて開放し、教員、学生、職員、大学の構成員を可能な限り世界に派遣し、高度な国際化対応能力を身に付けさせ、さらに世界から可能な限り優れた知性、学生、研究者を岡山大学に呼び込み、世界に向けて創造的な知の成果を発信する大学を目指す。

別添資料Ⅱ—1 各学部、各研究科及び附置研究所・全国共同利用施設の目的

関連するウェブサイト

① 森田ビジョン：http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/message_j.html